

第6編

緊急対応事態対応編

第6編 緊急対処事態対処編

我が国に対して武力攻撃事態等が直ちに起きるとは考えにくいですが、大規模テロ等の緊急対処事態については発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急対処事態において市が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施する。

第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置

国は、基本指針において、緊急対処事態として4つの事態を想定している。

また、県も県国民保護計画において、県の地理的、社会的特性等を考慮し3つの事態を想定している。

市は、これらの事態を参考とし、市の地理的、社会的特性を考慮した上で、想定する事態として当面以下の3つを設定し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な「北本市緊急対処事態対応マニュアル」を策定する。

1 想定する事態について

- (1) 多数の人が集合する施設に毒性物質（サリン）が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

2 市緊急対処事態対策本部の設置

国から緊急対処事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、市緊急対処事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じる。